

○厚生労働省令第百十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第十二条関係) 一〓二百四十八 (略)</p> <p>二百四十九 炭酸水素カリウム(別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム)</p> <p>二百五十〓四百七十三 (略)</p>	<p>別表第一(第十二条関係) 一〓二百四十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二百四十九〓四百七十二 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。